

答弁書第一〇四号

内閣参質一七七第一〇四号

平成二十三年三月十五日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員山本香苗君提出デイジー教科書の普及に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本香苗君提出デージー教科書の普及に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、教材の提供や複製等については、関係法令にのっとり、適切に行われなければならないものと考えている。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、各学校における授業の方法については、児童生徒の実態等に応じて、各学校の判断により適切に行われるものと考えている。

五について

文部科学省においては、現在、いわゆるマルチメディアデージー教材（以下「デージー教材」という。）を含む教科用特定図書等（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する教科用特定図書等をいう。以下同じ。）の作成を支援するため、法第五条第二項の規定に基づき、教科用特定図書等の発行者に対し、検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供を行っており、また、この電磁的記録の提供を円滑に行う

ため、「教科書デジタルデータ提供普及充実事業」を行っているところである。また、発達障害等のある児童生徒の障害の特性に応じた教科用特定図書等の在り方等に関する実証的な調査研究（以下「教科用特定図書等調査研究」という。）を行っており、デイジー教材についても、教科用特定図書等調査研究の中でその教育効果等を検証しているところである。「教科書デジタルデータ提供普及充実事業」と教科用特定図書等調査研究については、平成二十三年度においても、引き続き実施していく予定であり、デイジー教材を含む、発達障害等のある児童生徒のための教科用特定図書等の在り方については、教科用特定図書等調査研究の結果等を踏まえ、今後、検討してまいりたい。